

個別規程 IIJ ISP プラットフォームサービス

令和5年12月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ ISP プラットフォームサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目区分	品目	内容
I	IPoE 接続	一般住宅向けに提供するものであって、契約回線数に応じた定額課金を行うもの
II	IPoE 接続 帯域制限 100M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限100Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 200M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限200Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 300M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限300Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 400M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限400Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 500M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限500Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 600M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限600Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 700M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限700Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 800M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限800Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 900M	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限900Mとして定額課金を行うもの
	IPoE 接続 帯域制限 1G	集合住宅向けに提供するものであって、帯域制限1Gとして定額課金を行うもの

備考

(1)品目区分をⅡとする IIJ ISP プラットフォームサービスの利用にあつては、契約者は、契約時に利用可能となる通信量の上限を、当社が定めるエリア区分毎に 100Mbps 単位で指定するものとします。

(2)品目区分をⅡとする IIJ ISP プラットフォームサービスにおける帯域制限の値は、当社が定める各エリア区分で利用可能な通信量の上限を合算した値とします。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ ISP プラットフォームサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ ISP プラットフォームサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ ISP プラットフォームサービスにおいて使用できる IP アドレスは IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ ISP プラットフォームサービス契約において使用する IP アドレスは、IP アドレスの割り当てを行う事業者が割り当てる IP アドレスとなります。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ ISP プラットフォームサービスを利用することはできません。

第 4 条(利用資格)

IIJ ISP プラットフォームサービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第 5 条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的又は自ら利用する目的で IIJ ISP プラットフォームサービスを利用することができます。

2 契約者は、IIJ ISP プラットフォームサービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第 2 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 契約者は、品目を IPoE 接続とする IIJ ISP プラットフォームサービスを集合住宅向けに利用することはできません。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ ISP プラットフォームサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目
- (2) 品目を IPoE 接続とする IIJ ISP プラットフォームサービスにおける回線数
- (3) 第 1 号及び前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 7 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ ISP プラットフォームサービスには、次のオプションがあります。

- (1) ルータレンタルオプション
IIJ ISP プラットフォームサービスでインターネット接続するためルータ機器を提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの
- (2) IPv4 接続ポート拡張オプション
IIJ ISP プラットフォームサービスにおいて、利用可能なポート数の上限を拡張するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。IPv4 接続ポート拡張オプションには、12800 と 64000 のタイプがあります。
- (3) IPv4 接続固定 IP オプション
IIJ ISP プラットフォームサービスにおいて、静的な IPv4 アドレスを利用するためのオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの
- (4) バンドル配信オプション: DS-Lite
IIJ ISP プラットフォームサービスにおいて、DS-Lite 対応ソフトのバンドル配信を利用するためのものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 ルータレンタルオプションの契約者は、当社が貸与するルータ機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、ルータ機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、ルータ機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(3) ルータ機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

4 ルータレンタルオプションの契約者は、IIJ ISP プラットフォームサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、ルータ機器等を利用しなくなった場合には、遅滞なくルータ機器等を当社に返還するものとします。

5 ルータレンタルオプションの契約者は、ルータ機器等を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

6 当社は、ルータレンタルオプションの亡失品の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

7 ルータレンタルオプションにおいて亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

8 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

9 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第8条(サービスの廃止)

当社は、インターネットマルチフィードが「transix」の提供を終了した場合、IIJ ISP プラットフォームサービスを廃止します。

第9条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ISP プラットフォームサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 10 条(料金)

契約者が、IIJ ISP プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ ISP プラットフォームサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 11 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ ISP プラットフォームサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 12 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ ISP プラットフォームサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 13 条(機能の制限)

IIJ ISP プラットフォームサービスは、インターネットマルチフィードの「transix」が利用できない場合、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、インターネット接続に係る当社または他社サービスの利用の形態により IIJ ISP プラットフォームサービスに係る機能が制限されることがあります。

第 14 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ ISP プラットフォームサービスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

附則

平成 28 年 6 月 1 日施行

この契約約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

令和元年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

令和 2 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 5 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ ISP プラットフォームサービスにおける料金等 [第 10 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ ISP プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

ルータレンタルオプション、IPv4 接続ポート拡張オプション、IPv4 接続固定 IP オプション又はバンドル配信オプション: DS-Lite の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i)月額基本料

品目	内容
IPoE 接続	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 100M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 200M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 300M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 400M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 500M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 600M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 700M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 800M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 900M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 1G	別途契約者に示す金額

備考

(1)月額基本料の算定においては、日割計算式が適用されません。

(ii)回線維持費用

品目	内容
IPoE 接続	別途契約者に示す金額

IPoE 接続 帯域制限 100M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 200M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 300M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 400M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 500M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 600M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 700M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 800M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 900M	0 円
IPoE 接続 帯域制限 1G	0 円

備考

(1)回線維持費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(iii)帯域費用

品目	内容
IPoE 接続	0 円
IPoE 接続 帯域制限 100M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 200M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 300M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 400M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 500M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 600M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 700M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 800M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 900M	別途契約者に示す金額
IPoE 接続 帯域制限 1G	別途契約者に示す金額

備考

(1)帯域費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) オプションサービス

ルータレンタルオプション、IPv4 接続ポート拡張オプション、IPv4 接続固定 IP オプション又はバンドル配信オプション:DS-Lite の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

- (1) 第6条(契約内容の変更)第1項第1号に定める品目の変更にあつては、品目変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (2) 第7条(オプションサービス)第6項に基づく費用にあつては、一機器につき機器に係る亡失負担金として別途契約者に示す金額
- (3) 第7条(オプションサービス)第9項に基づく解除にあつては、一機器あたり解約費用として別途契約者に示す金額

別紙2 最低利用期間内解除調定金 [第11条関係]

第2条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.月額費用(1)に定める金額